

3. 貨客混載の実施区域の見直し

貨客混載制度の実施区域の見直し

- 現在、貨客混載の実施については、乗合バス事業者は全国において、また、貸切バス事業者、タクシー事業者及びトラック事業者は過疎地域又は過疎地域とみなされた区域であって、人口3万人に満たない市町村（以下単に「過疎地域※」という。）において認められているところ、令和3年4月に、複数の地方公共団体より、スーパーシティ提案の枠組みを通じて本制度の見直しに関する提案がなされた。
- これらの提案については、国家戦略特区ワーキンググループ（令和4年9月26日開催）等で議論を行ってきたところ、「国家戦略特区において取り組む規制改革事項等について」（令和4年12月22日国家戦略特別区域諮問会議決定）において「貨客混載に係る現行制度下ではカバーできない具体的なニーズ等について、全国的なアンケート調査等を踏まえ対応を検討し、2022年度中に結論を得て、2023年度に速やかに必要な措置を講ずる」とこととされた。
- 今般、調査を踏まえ、過疎地域以外においても貨客混載の実施に係る具体的なニーズが一定程度確認できたことから、貨客混載の実施区域の見直し等の措置を講ずることとする。
（通達発出：令和5年5月、通達施行：令和5年6月（予定））

（※）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づくもの

制度改正前

【乗合バス】



貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能

※350kg未満の荷物を運ぶ場合は、道路運送法第82条に基づき許可不要

【貸切バス】



貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能

過疎地域に限る

【タクシー】



貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能

過疎地域に限る

【トラック】



旅客自動車運送事業の許可を取得した上で、旅客を運ぶことが可能

過疎地域に限る

制度改正（案）

【乗合バス】



貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能

350kg未満の荷物を運ぶ場合は、道路運送法第82条に基づき許可不要

【貸切バス】



貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能

全国で実施可能とする※

【タクシー】



貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能

全国で実施可能とする※

【トラック】



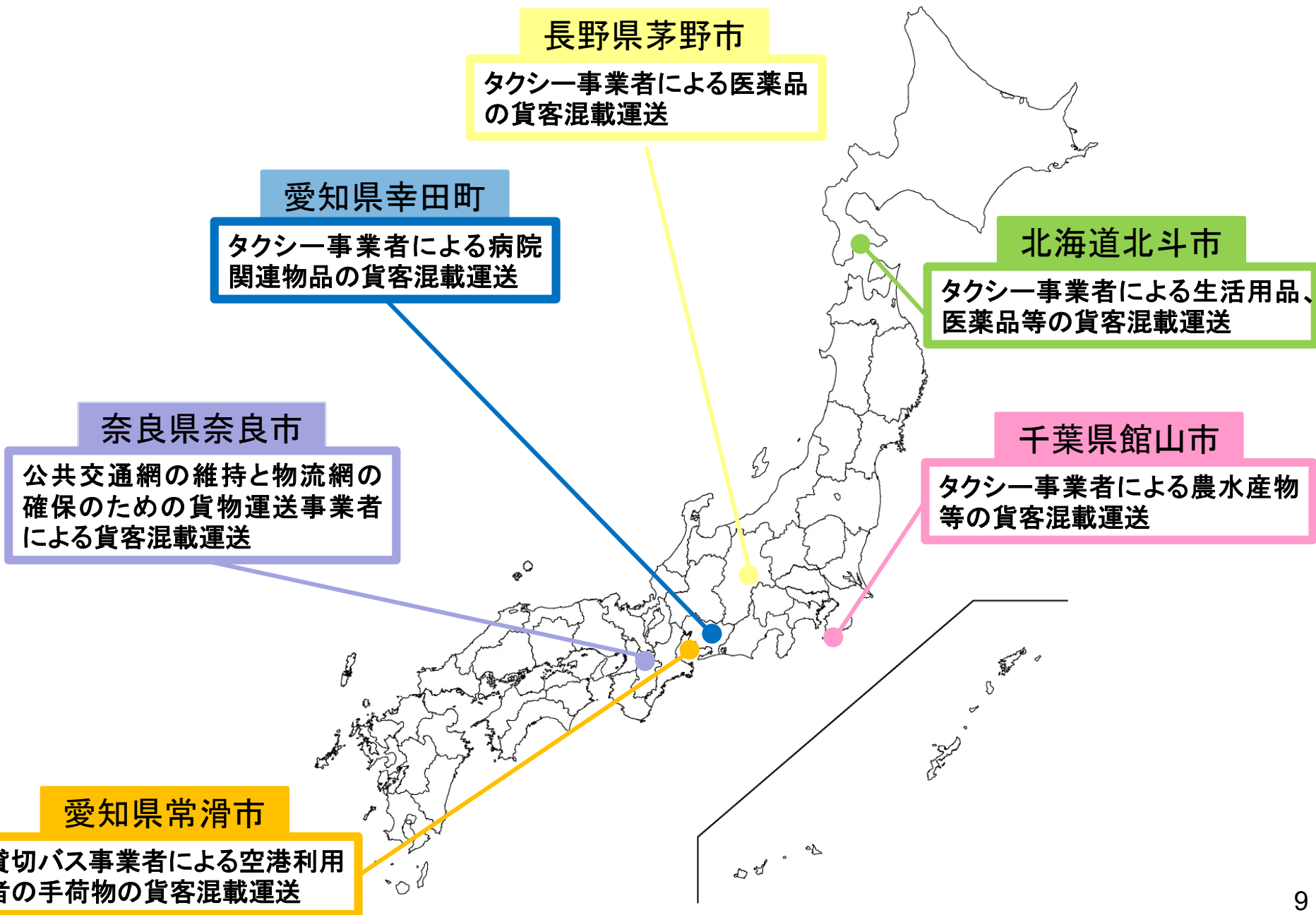
旅客自動車運送事業の許可を取得した上で、旅客を運ぶことが可能

全国で実施可能とする※

（※）ただし、貸切バス事業者若しくはタクシー事業者による貨物の運送又はトラック事業者による旅客の運送について、発地及び着地がいずれも過疎地域以外となる場合は、以下に掲げる者による協議が整っていることを許可に付す条件とする。

- ①関係する地方公共団体
- ②地域の交通網の維持の観点から旅客自動車運送事業者及び旅客をそれぞれ代表し得る者
- ③地域の物流網の維持の観点から貨物自動車運送事業者及び荷主をそれぞれ代表し得る者

過疎地域以外における貨客混載の実施に係る具体的なニーズ



4. 繁忙期通達の利用実態調査

制度

- 輸送需要が極端に増大し、**事業用自動車のみでは輸送力の確保が困難**となる年末年始・夏季等の繁忙期に限り、許可を得たトラック事業者が運行・労務管理などの安全指導を行うことを前提に、**自家用車の活用を例外的に許可**。
- 令和3年9月1日、ネット通販事業等による宅配貨物量の変化を踏まえ、対象時期を見直すとともに、申請手続きの合理化、使用される自家用車の管理の厳格化（原則ラストワンマイル配送のみ、台数制限、運送事業者による報告義務、ペナルティの新設等）等のため、通達（※）改正を実施。
 ※『年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について』（平成15年2月14日国自貨第91号）

改正概要

項目 改正後 ・改正前	許可の期間	申請手続	法令違反等への対応
改正前	・以下の時期について活用 （平均的な利用日数：60日） （時期） 年末年始 11/10～1/10 夏 期 6/1～8/31 秋 期 9/1～11/30	・それぞれの時期ごとに都度申請が必要 ・許可後の運送実績に関する報告なし	・悪質な違反・事故等が生じても特段のペナルティなし
改正後 （令和3年9月）	・以下の時期について 一車両当たり90日 の稼働日を任意で選択し活用 （時期） 春期 3/10～3/31 4/20～4/30 5/6～5/15 夏期 6/15～8/12 秋期 8/13～11/9 年末 11/10～12/31	・一度で 1年間の申請が可能 ・翌年2月までに運送実績を報告	・悪質な違反や社会的に影響のある事故があった場合、直ちに許可証の返納 ・また、上記の場合や、稼働日が90日を超えた場合、事故等の事実を隠滅した場合には 翌年の許可を行わない

繁忙期通達の利用実態調査(令和4年度)【概要】

- 令和3年9月に施行した改正後の繁忙期通達の運用状況を把握するため、令和4年度に自家用有償運送の許可申請を行った運送事業者(500者)を対象としたアンケート調査を実施
- 調査期間：令和5年2月16日～3月7日
- 調査方法：調査委託事業者を通じた、Webアンケート
- 調査対象事業者：令和4年度に自家用有償運送の許可申請を行った運送事業者(500者)
- 今後、調査対象事業者の一部を抽出し、深掘りのためのヒアリング調査を実施する予定

アンケート調査

<調査項目>

○各期間における稼働状況

- ・稼働期間及び台数
 - ・輸送品目
 - ・輸送区間
- 等

○運転者に対する健康管理・研修

日常的に運送業務を行っていない者に対する

- ・健康管理の有無
 - ・研修(法令遵守、事故防止等)の有無
- 等

○事故等の発生状況

○現行の繁忙期通達に対する意見

- ・利用期間の拡大
- 等



ヒアリング調査

<対象>

アンケート調査において、現行の繁忙期通達に対する具体的な意見を行った運送事業者等

<調査項目>

○車両・車庫の確保主体等

- ・車両の確保主体(委託元 or 委託先)
 - ・車両の整備主体(委託元 or 委託先)
 - ・車庫の確保主体(委託元 or 委託先)
- 等

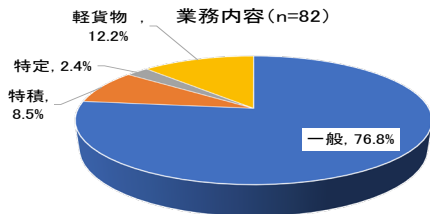
○利用期間の拡大ニーズ

- ・利用期間の拡大を求める具体的な時期
 - ・利用期間の拡大によって輸送したい品目
- 等

調査の結果等を踏まえ、必要な措置について検討し、令和5年度できるだけ早期に結論を得る

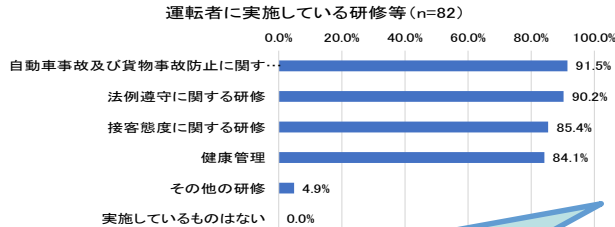
- 調査期間：令和5年2月16日～3月7日
- 調査対象事業者：令和4年度に自家用有償運送の許可申請を行った運送事業者（500者）
- 回答数：82件

業務内容



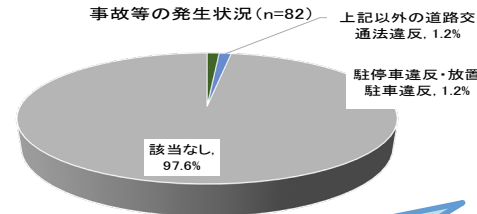
○回答した事業者の3/4が一般貨物自動車運送事業者

運転者に実施している研修等



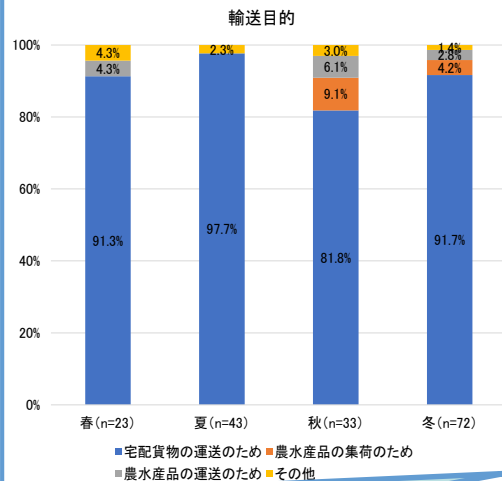
○回答した事業者すべてが、運転者に対し何らかの研修や健康管理等を実施していると回答

事故等の発生状況



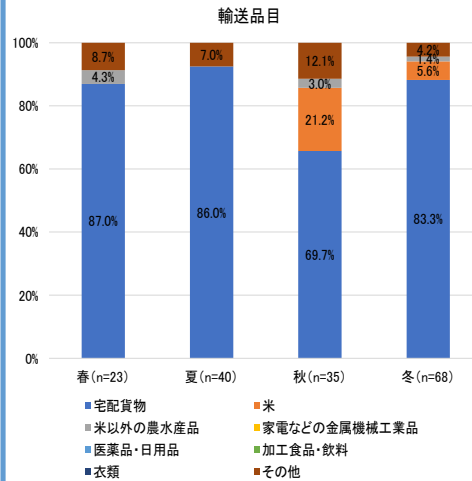
○一部、駐停車違反があったが、ほとんどの事業者において事故等は発生していない

輸送目的



○全期を通して宅配貨物の運送が多くを占めているが、春期・秋期・冬期においては農水産品の出荷及び運送にも活用されており、特に秋期は米が多く運送されている。

輸送品目



新たに活用したい期間

- 1/10～2/28：降雪(大雪)時、高速道路含む幹線道路閉鎖により貨物の遅延が発生した場合 (品目：宅配貨物)
- 4/1～4/20、5/1～5/5：(品目：肥料(農作業用))
- 4/10～5/10：水稲苗の配送(播種施設から青苗へ育てる施設へ)がこの期間限定で行われる。クレーン車でなければ運べない荷物であり、台数もそれなりに必要 (品目：米以外の農水産品)
- 12/1～12/31：ギフトの需要が増加するため (品目：宅配貨物)

意見・要望

- 使用期間(90日)をもう少し延ばしてほしい。
- 現行の期間では春の農作業の肥料の配送がまったくできず困っているため、秋期同様、春期は3/10～5/15にしてほしい。指定の期間に配達しようと頑張っても雪解けが進まない、倉庫の事情等、農家側の事情もあるために配達が進まない。